○厚生労働省告示第百四十五号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第一条第一項第一号の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病院等（平成二十一年厚生労働省告示第十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

表に次のように加える。

平成二十二年二月九日	大阪府医療対策協議会	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	泉大津市立病院

○厚生労働省告示第百四十六号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第三項の規定に基づき、平成十三年厚生労働省告示第八十七号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十五条第一項の規定に基づき、厚生労働省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部を委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

第一号の表国立高度専門医療センターの項、国立光明寮の項、国立保養所の項及び国立知的障害児施設の項を削り、同表国立身体障害者リハビリテーションセンターの項機関の欄中「国立身体障害者リハビリテーションセンター」を「国立障害者リハビリテーションセンター総長」に改め、同項職員の欄中「国立身体障害者リハビリテーションセンター総長」を「国立障害者リハビリテーションセンター総長」に改める。

○厚生労働省告示第百四十七号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十二条第三項の規定に基づき、平成十七年厚生労働省告示第九十八号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に定める厚生労働大臣の権限又は事務の委任に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

第一号の表国立高度専門医療センターの項、国立光明寮の項、国立保養所の項及び国立知的障害児施設の項を削り、同表国立身体障害者リハビリテーションセンターの項機関の欄中「国立身体障害者リハビリテーションセンター」を「国立障害者リハビリテーションセンター総長」に改め、同項職員の欄中「国立身体障害者リハビリテーションセンター総長」を「国立障害者リハビリテーションセンター総長」に改める。

○厚生労働省告示第百四十八号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、平成十三年厚生労働省告示第八十六号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定した件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

表検疫所の項中「青海二丁目五十六番」を「青海二丁目七番十一号」に改め、「新潟市」の下に「中央区」を加え、同表国立ハンセン病療養所の項中「名瀬市大字有屋」を「奄美市名瀬和光町」に、「平良市島尻」を「宮古島市平良字島尻」に改め、同表国立光明寮の項、国立保養所の項及び国立知的障害児施設の項を削り、同表国立身体障害者リハビリテーションセンターの項中「国立身体障害者リハビリテーションセンター」を「国立障害者リハビリテーションセンター」に改め、同表地方厚生局（地方厚生支局を含む。）の項中「福岡町四丁目二十八番十五号」を「サンポート三番三十三号」に、「博多駅東二丁目十番七号」を「博多駅前三丁目二番八号」に改め、同表都道府県労働局の項中「緑町一丁目五番四十八号」を「香澄町三丁目二番一号」に、「北見町一番十一号」を「宮町一丁目八番三十一号」に、「文京区後楽一丁目七番二十二号」を「千代田区九段南一丁目二番一号」に改め、「新潟市」の下に「中央区」を加え、「牛島新町十一番七号」を「神通本町一丁目五番五号」に、「中之島二千二百四十九番地」を「黒田二丁目三番三号」に、「天神前五番十二号」を「サンポート三番三十三号」に、「南金田四十八番地二号」を「南金田一番三十九号」に、「岩川町十六番十六号」を「万才町七番一号」に改める。

○厚生労働省告示第百四十九号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、平成十八年厚生労働省告示第二百五号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定した件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

表検疫所の項中「青海二丁目五十六番」を「青海二丁目七番十一号」に改め、「新潟市」の下に「中央区」を加え、同表国立ハンセン病療養所の項中「名瀬市大字有屋」を「奄美市名瀬和光町」に、「平良市島尻」を「宮古島市平良字島尻」に改め、同表国立光明寮の項、国立保養所の項及び国立知的障害児施設の項を削り、同表国立身体障害者リハビリテーションセンターの項中「国立身体障害者リハビリテーションセンター」を「国立障害者リハビリテーションセンター」に改め、同表地方厚生局（地方厚生支局を含む。）の項中「福岡町四丁目二十八番十五号」を「サンポート三番三十三号」に、「博多駅東二丁目十番七号」を「博多駅前三丁目二番八号」に改め、同表都道府県労働局の項中「緑町一丁目五番四十八号」を「香澄町三丁目二番一号」に、「北見町一番十一号」を「宮町一丁目八番三十一号」に、「文京区後楽一丁目七番二十二号」を「千代田区九段南一丁目二番一号」に改め、「新潟市」の下に「中央区」を加え、「牛島新町十一番七号」を「神通本町一丁目五番五号」に、「中之島二千二百四十九番地」を「黒田二丁目三番三十三号」に、「天神前五番十二号」を「サンポート三番三十三号」に、「南金田四十八番地二号」を「南金田一番三十九号」に、「岩川町十六番十六号」を「万才町七番一号」に改める。

○厚生労働省告示第百五十号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七の規定に基づき、職業訓練実施計画を次のように定める。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

職業訓練実施計画

第一部　総説

一　計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び転職に当たっての円滑な再就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、都道府県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（以下「法」という。）第十六条第一項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（法第十五条の六第三項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における公共職業訓練の対象者数等を明確にし、計画的な公共職業訓練の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、都道府県労働局、公共職業安定所、地方公共団体等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図ることとする。

二　計画期間

計画期間は、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までとする。

第二部　労働市場の動向と課題

労働市場の状況をみると、現下の雇用失業情勢は、地域差はあるが全国的には、依然として厳しい状況にあり、また、労働力需給のミスマッチは依然として大きい。このため、離職者の増大に的確に対応する上で、必要な職業能力開発の機会を確保し、離職者の再就職の実現に資するものであって、企業の人材ニーズに合致した多様な職業訓練を効率的かつ効果的に実施することが重要である。特に、若年者については、新規学卒者の就職環境は非常に厳しい状況にあり、完全失業率も依然として年齢計に比べて相対的に高水準で推移している。また、フリーター数については、平成十五年の二百十七万人をピークに五年連続で減少したものの、平成二十一年には六年ぶりに増加しており、ニート状態にある若年者もいまだに多い状況となっている。こうしたことから、今後の我が国社会を支えていく若年者が職業能力を高めることができるよう、若年者にとって良好な雇用機会の創出